土佐山田町　図2

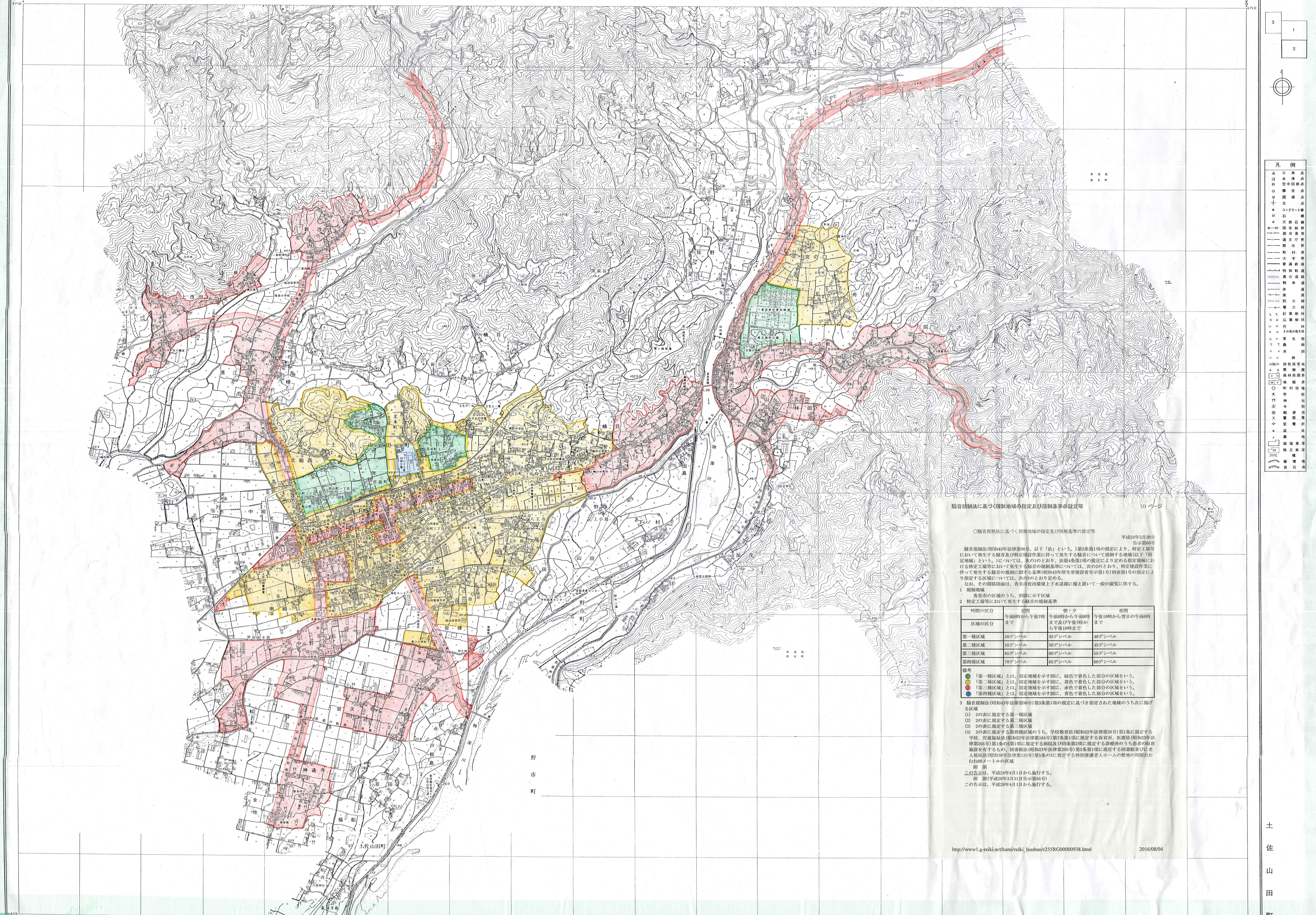
凡例
三角点
水準点
空中図根点
標定点
図根点
主点
コンクリート標
石標
天然石標
国有林界
都府県界
道支庁界
郡市界
町村界
大字界
普通鉄道
特殊軌道
真巾道路
軽車道
歩道
索道
防火線
電力線
針葉樹林
広葉樹林
竹林
その他の樹木畑
草生地
桑畑
水田
畑
放牧採草地
果樹園
森林周囲界
地類界
町村役場
学校
神社
寺院
郵便局
警察署
変電所
温泉
墓地
総描家屋
独立家屋
橋
崩壊地
岩石地
物部川
野市町
土佐山田町

騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定等　　1/1 ページ

○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定等

平成24年3月30日
告示第60号

騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域(以下「指定地域」という。)については、次の1のとおり、法第4条第1項の規定により定める指定地域における特定工場等において発生する騒音の規制基準については、次の2のとおり、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省建設省告示第1号)別表第1号の規定により指定する区域については、次の3のとおり定める。

なお、その関係図面は、香美市役所環境上下水道課に備え置いて一般の縦覧に供する。

1　規制地域

香美市の区域のうち、別図に示す区域

2　特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から午後7時まで	朝・夕 午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

① 「第一種区域」とは、指定地域を示す図に、緑色で着色した部分の区域をいう。
② 「第二種区域」とは、指定地域を示す図に、黄色で着色した部分の区域をいう。
③ 「第三種区域」とは、指定地域を示す図に、赤色で着色した部分の区域をいう。
④ 「第四種区域」とは、指定地域を示す図に、青色で着色した部分の区域をいう。

3　騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき指定された地域のうち次に掲げる区域

(1)　2の表に規定する第一種区域
(2)　2の表に規定する第二種区域
(3)　2の表に規定する第三種区域
(4)　2の表に規定する第四種区域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和23年法律第205号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域

附　則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月31日告示第65号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

http://www1.g-reiki.net/kami/reiki_honbun/r255RG00000938.html　　2016/08/04

朝日航洋株式会社調製

土佐山田町